



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## 定期購入が止められない！

～毎月届く健康食品～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

インターネット通販で美容と健康に良いという健康食品を注文した。

「毎月の定期購入契約にすると、初回に限り500円でお試しできる。2回目からは通常価格の2,980円になる。電話一本でいつでも中止できる」とのことなので、1回でも安く買えるならと定期購入を注文した。

しかし、仕事をしているので営業時間内になかなか電話をすることができない。昼休みにやっと電話ができて話し中で繋がらない。

このままずっと止められないのだろうか。

### 【ひとことアドバイス】

- ◆「業者の受付時間が短く、仕事の休憩時間に電話をかけても繋がらない」「いつでも止められると思っているうちに、数ヶ月が経過してしまった」といったトラブルが多くあります。
- ◆インターネットの表示は契約条件が分かりにくいものがあるほか、小さな文字で「最低●回の継続が必要」などと書かれたものもあるため、注意が必要です。
- ◆通信販売では表示された店の規約が優先されますが「商品が間違っている」「商品が届かない」「連絡先の表示がない」など消費者に不利な場合もあります。お困りの際はご相談ください。